

大田区社会福祉協議会が取り組む「ほほえみごはん」(子ども宅食事業)について

1 「ほほえみごはん事業」(子ども宅食事業)について

(1) 事業開始の背景

大田区社会福祉協議会では、65 歳以上の方や障害のある方の希望者を対象に、安否の確認や地域の情報を届けることを目的に、月 2 回程度「ほほえみ訪問事業」に取り組んでいた。

そのような中、令和 2 年 6 月、大田区内で 3 歳の女の子が家庭内で 1 週間放置されて亡くなる虐待事件が発生した。二度とこのような事件が起きないよう、子育て家庭が孤立することなく、地域の見守りや支えあいの中で安心して子育てできる地域づくりを目指し、元々取り組んでいた「ほほえみ訪問事業」と寄付を掛け合わせて、子育て世帯を対象とした「ほほえみごはん事業」を令和 2 年 11 月から開始した。

(2) 事業概要

区内の子育て世帯に、1 ヶ月に 1 回(年 12 回)、食料等を宅配する事業

■利用対象者：0 歳から 18 歳の子どもがいる世帯のうち、
本事業による見守りの必要があると認められる世帯

■利 用 料：無料

■主な提供品：精米、パックご飯、袋めん、レトルト食品、ジュース等
(世帯の状況に応じて、乳幼児食、衛生用品、学用品を提供)

■提 供 方 法：絆サポーター(地域の無償ボランティア)

■利用世帯数：92 世帯(令和 5 年 6 月末時点)

■登録訪問員：70 名(令和 5 年 6 月末時点)

■実 施 主 体：大田区社会福祉協議会(区委託事業)

2 北九州市における取組について

北九州市では、食料等を宅配する事業は行っていない。

(参考) 見守りが必要な世帯に対する事業

○子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事(食事の準備含む)・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、日常生活における負担を軽減し、児童虐待の予防を図る。